

ACL ソフトウェア使用許諾契約書

本 ACL ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約書」)は、お客様(単一企業または行政機関。以下「お客様」といいます)と、ACL Services Ltd. (以下「ACL」) 1550 Alberni Street, Vancouver, British Columbia, Canada, V6G 1A5 の間で、お客様が使用許諾を受ける本 ACL ソフトウェアに関して締結される法的契約です。

本ソフトウェアをインストールまたは使用する前に、本契約書をよくお読みください。本ソフトウェアをインストールまたは使用することによって、お客様は本契約書の条件に同意し、また、本契約を締結する権限を持っていることを表明します。本契約を締結する権限を持っていない、または本契約書の条件にご同意いただけない場合は、本ソフトウェアのインストールや使用はできません。ご購入後 30 日以内に、インストールを行っていない本ソフトウェアと、これを購入した日付を記載してある領収書をご返却いただければ、お客様が支払われた本ソフトウェアライセンス料金の全額をお返しいたします。

本契約書の英語版とその他の言語版との間に矛盾または不明確点がある場合は英語版が優先し、解釈のための正本となります。

- 1. ソフトウェア:** 本契約書において、「**本ソフトウェア**」とは、ACL によって発行された注文書(以下「**注文書**」)に記載された、オブジェクトコード フォームが修正されていない ACL ソフトウェアを指します。これには、本ソフトウェアとは別に、または本ソフトウェアに伴って使用を許諾された、本ソフトウェア用のあらゆるコンポーネント、アドオンもしくはオプション(以下、総称して「**アドオン**」)も含まれます。「**本ソフトウェア**」には、そのソフトウェアに付属するユーザー マニュアルも含まれます。
- 2. ライセンスの許諾:** 本契約の諸条件に従い、ACL は、以下に記載のライセンス期間中、(本契約書において別段の定めがない限り)全世界での、非独占的、移転不能かつ譲渡不能な権利、および注文書に記載のライセンスの数および種類に応じて、社内業務目的に本ソフトウェアをインストール、アクセスならびに使用するライセンスを付与します。アドオンは、対象となる特定のソフトウェアと併せて使用する場合に限り使用を許諾され、スタンドアロン製品として使用したり、ほかのソフトウェアやサービスと共に使用したりすることはできません。
- 3. ユーザー:** 本ソフトウェアは、お客様が支払ったライセンス料金の対象となる最大ユーザー数 ("**指名ユーザー**") を限度としてアクセスし使用することができます。各指名ユーザーには、本ソフトウェアをインストールする際に使用する固有のソフトウェア キーが提供されます。指名ユーザー ライセンスの共有とソフトウェア キーの共有は、明示的に禁止されています。指名ユーザーは、ユーザー数がお客様にご購入いただいたライセンスでのユーザー数を超えない限り、お客様の組織内において別の個人に交代することができます。
- 4. ライセンス期間:** 注文書にサブスクリプション期間が指定されている場合は、そのサブスクリプション期間のみ、本ソフトウェアの使用を許諾します。このサブスクリプション期間の終了時、更新を行わなければ、本ソフトウェアのライセンスは終了します。注文書にサブスクリプション期間が指定されていない場合は、無期限に本ソフトウェアの使用を許諾します。
- 5. 災害復旧、フェイルオーバー、テスト:** 災害復旧、フェイルオーバー、ステージングやテスト用とする 1 台以上の非実稼働サーバーに、本ソフトウェアをさらにインストールすることができます。そのようにインストールしたソフトウェアは、その非実稼働サーバーでの作業目的を遂行するために必要な一時的な期間に限り使用することができます。本ソフトウェアを、実稼働サーバー上および災害復旧サーバーまたはフェイルオーバー サーバー上でアクティブな実稼働サーバーとして実行することはできません。
- 6. バックアップ コピー :** お客様は、バックアップ、および保管目的に限り本ソフトウェアの複製を妥当な個数作成することができます。ただし、これは実稼働以外の目的であることを厳守し、本ソフトウェアの著作権および所有権の表示すべてを複製することを条件とします。
- 7. ドキュメント:** お客様は、本ソフトウェアのユーザー ドキュメントの著作権および所有権の表示すべてを複製することを条件として、お客様の内部使用のため、本契約書に従って本ソフトウェアのユーザー ドキュメント(マニュアルやインストール ガイドなど)の印刷および妥当な部数の複製の作成が許可されます。

8. 第三者による使用: ACL は、本契約書の条件に従い、本ソフトウェアがお客様の第三者サービス プロバイダー、独立系請負業者、コンサルタントおよび受託業者によって使用されることを、その第三者が本契約書の条件に従うことおよびその第三者がお客様の利益とビジネス目的でのみ本ソフトウェアを使用することに同意する条件で承認します。ACL による本ソフトウェアのライセンス管理を支援するため、ACL からの要請があった場合は、本項の規定に従い本ソフトウェアを使用する第三者のリストを提供するものとします。お客様は、その第三者が本契約書に従い本ソフトウェアを適切に使用することについても、責任を負うものとします。

9. 料金: お客様は、本ソフトウェアに対するライセンス料、および本ソフトウェアのライセンスに伴って発生する配達料、税金、関税、その他政府の料金を支払うことに同意するものとします。ライセンス料は注文書に従って請求され、支払うものとします。

10. ソフトウェアの評価とトレーニング: 本ソフトウェアを評価目的で入手された、またはトレーニング コースの一環としてソフトウェアが提供された場合、お客様に対して ACL の評価に指定されている一定期間、またはトレーニング コース期間中において、評価またはトレーニング目的に限り本ソフトウェアを使用することが許可されます。期間が指定されていない場合、本ソフトウェアの使用は 30 日間限定です。本ソフトウェアには、許可される評価期間またはトレーニング コース期間の終了に伴い本ソフトウェアを使用できないようにする自動無効化メカニズムが含まれる可能性があります。評価またはトレーニング コース目的に提供される本ソフトウェアは、「現状のまま」、無料で提供され、「限定的保証」、「権利侵害の補償」の条項は評価期間またはトレーニング コース期間中には適用されません。ACL、ACL のライセンサー、各社の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店、代理人は、評価またはトレーニング コース目的に提供される本ソフトウェアに関し、特定目的への適合性、商品性、耐久性、品質、権利非侵害については、明示または黙示にかかわらず、口頭および書面によるいかなる保証または表明からも免責されるものとします。ACL、ACL のライセンサー、各社の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店、代理人は、いかなる損害についても責任を負いません。これには評価またはトレーニング コース目的に提供される本ソフトウェア製品の使用または使用不能によって発生する直接的、間接的、特別、偶発的、結果的または懲罰的損害(逸失利益およびデータの損失を含む)などが含まれますが、これらに限定されません。

11. 所有権: 本ソフトウェアは使用を許諾されるもので、販売されるものではありません。本ソフトウェアの改作物または複製を含め本ソフトウェアにおけるすべての権原、所有権、知的財産権は、所有権に関し本契約書の第三者受益者である ACL および ACL のライセンサーに帰属します。本ソフトウェアは著作権法および国際条約によって保護されており、ACL は本ソフトウェアの不正な使用を防止するため本ソフトウェアに特定の措置を組み込むことができます。お客様は、お客様に起因する著作権侵害に対して責任を負います。

12. ライセンスの制限: ACL は、本契約書でお客様に明示的に許諾していないすべての権利を留保します。上述の一般条項に限らず、お客様は、本ソフトウェアに営業秘密が含まれることを認め、適用法に従い、以下のことを行わないことに同意します。(a) 本契約書で許可される場合を除き、本ソフトウェアを複製すること。(b) 本契約書で許可される場合を除き、本ソフトウェアを変更、改変、翻訳すること。(c) 本ソフトウェアの逆コンパイル、リバース エンジニアリング、逆アセンブル、もしくはほかの方法でオブジェクト コードからソース コードへ本ソフトウェアを変換すること。(d) 本ソフトウェアを使用して、本ソフトウェアと機能上互換性がある、または競合するソフトウェアを開発すること。あるいは本ソフトウェアから派生物を作成すること。ただし、本ソフトウェアを使用したレポートの作成または本ソフトウェアで許可されているその他の作業は、本ソフトウェアからの派生物と見なされません。(e) 事前に書面によって ACL の承諾を得ず、第三者へ本ソフトウェアをリース、賃貸、貸与、販売、配布すること(タイムシェアリング、サービス ビューロー目的、または報酬を生むサービスを直接または間接的に第三者へ提供するために本ソフトウェアを使用することを含む)。(f) 本契約書で明示的に許可されている場合を除き、事前に書面によって ACL の承諾を得ず、本契約書の譲渡、第三者へのライセンス権の譲渡、または本契約書に基づくお客様のライセンス権の一部またはすべてをサブライセンスすること。(g) 本ソフトウェアを他のソフトウェア(オープン ソース ソフトウェアを含む)と組み合わせること。これは、この組み合わせるソフトウェアが、GNU General Public License に従う場合、または組み合わせるプログラムもしくは本ソフトウェアとそのソース コードを自由に使用できることを義務付けているその他のライセンスに従う場合です。

13. 検証: お客様は、ACL が妥当な通知を行うことにより、1 年に 1 回を限度に、お客様の本ソフトウェアの使用が本契約条件に適合していることを検証するための記録を要求できることに同意するものとします。ACL は、合理的基準により、その報告が本ソフトウェアの利用状況の情報を正しく開示していないと判断した場合、お客様の事業所でお客様の本ソフトウェアの使用が本契約条件に適合していることを検証する監査を実施できるものとします。この監査は、業務時間内にお客様の適切なサイト セキュリティ要件に従って実施されます。監査によってお客様が本契約に違反

していることが明らかになった場合、お客様は ACL に監査にかかわる相当な費用を補償し、適切な追加ライセンス料を支払うものとします。

14. 期間:本契約は、本契約書の規定により、お客様が本ソフトウェア ライセンスを購入した時点から発効し、解約まで効力を保持します。

15. 自己都合による終了:お客様は、ACL に書面にて通知することによって、いつでも本契約を終了することができます。ただし、(サブスクリプション ライセンスの場合)お客様はサブスクリプション期間中はサブスクリプション ライセンス料の全額に対し法的責任を負い続けるものとし、支払われた代金の払い戻しを受けることはできません。

16. 正当な理由による終了:いずれの当事者も、相手方当事者が本契約上の義務について重大な違反を犯した場合(本ソフトウェアに対するライセンス料の不払いなど)、その違反を書面にて通告し、その通告を行ってから 30 日以内に、相手方当事者が違反を是正しなかった場合、または違反の是正に向け、終了当事者が合理的に満足する具体的な進展を相手方当事者が示さなかった場合、本契約を終了することができます。さらに、ACL またはそのライセンサーの本ソフトウェアにおける知的財産権をお客様が侵害した場合(本契約書に記載の「ライセンスの許諾」の項、または「ライセンスの制限」の項で挙げられる制限のいずれかに違反した場合など)、ACL は本契約を直ちに終了することができます。ACL が正当な理由により本ライセンスを終了する際、お客様が入手されているライセンスがサブスクリプションである場合は、お客様はサブスクリプションの全期間に対して支払われるべきサブスクリプション ライセンス料の未払い分を支払う義務があります。お客様が正当な理由により本ライセンスを終了する場合、ACL は、サブスクリプション残余期間に対する有効な契約終了日から起算した前払い代金を払い戻します。ただし、「限定的保証」の項および「権利侵害の補償」の項による払い戻しについてはすべて、それらの項の規定に従って対処します。

17. 契約終了の発効:いずれかの当事者によって本契約が終了したときには、お客様は本ソフトウェアの原本およびすべての複製物を破棄して、本ソフトウェアの使用を直ちに停止する必要があります。契約終了後 30 日以内に、お客様は本ソフトウェアの原本およびすべての複製物が破棄または ACL に返却されていることを、お客様の所属組織における正当な署名人が書面によって ACL に証明することとします。本契約の終了は、いずれの当事者に支払うべき費用、金額、または使用料の権利を放棄するものではなく、いかなる形の終了も、本契約書に準拠するいずれの当事者のその他一切の権利を減少させたり、妥協させたりするものではありません。

18. 限定的保証:ACL は、お客様に使用許諾した本ソフトウェアの原本を納入後 90 日間(以下「保証期間」といいます)、本ソフトウェアが、付属のユーザー マニュアルに記載の機能仕様に従って実際に動作することを保証いたします。この限定保証に伴い、本ソフトウェアの動作不良に対する ACL の唯一の義務および債務は、ACL の選択に従って以下のいずれかの措置とします。(i) その動作不良を修正し、本ソフトウェアがこの限定保証を満たすようにすること。(ii) その動作不良のソフトウェアを返却し、お客様がそのソフトウェアに支払ったライセンス料の払い戻しを受けること。この限定保証は、保証期間内に ACL へ書面にて報告された機能上の動作不良に限り適用され、その動作不良が ACL 以外の者による本ソフトウェアの事故、悪用、改変により発生した場合は無効となります。

19. 権利侵害の補償:ACL は、以下の条件で、本ソフトウェアが米国、カナダまたはヨーロッパ連合の第三者の特許、著作権または登録商標を侵害するという主張のいかなる請求に対して防御し、そのような侵害行為についての回復のため、お客様に実際の被害、妥当な費用(妥当な裁判費用を含みます)を補償することを約束することに同意します。(a)お客様が ACL に損害賠償要求を即座に通知する。(b)ACL のみが、弁護、および調停または和解のためのすべての交渉に関する主導権を持つ(お客様が罪または責任を認める必要がない場合に限り)。 (c)お客様は ACL に対し正当な支援を ACL の費用で提供する。ACL は、以下に基づく権利侵害の請求についてはお客様に対し責任を負いません。(a)侵害の請求を回避または軽減させる本ソフトウェアの新しいバージョンを ACL が提供している場合に、ACL が既に営業的にリリースしていないバージョンの本ソフトウェアをお客様が使用し続ける。(b)ACL で提供していない第三者製品と本ソフトウェアとを組み合わせ使用した結果、侵害の請求が生じる。(c)本契約に違反する本ソフトウェアの使用または本ソフトウェアに付属するドキュメントに従わない使用。

20. 権利侵害請求に対する救済策:権利侵害の申し立ての通告によって、または ACL の見解においてそのような主張があり得ると判断した場合、ACL はその選択と費用を負担する場合には、以下のいずれかの権利を有します。(a)お客様が本ソフトウェアを使用し続ける権利を取得する。(b)本ソフトウェアを権利侵害ソフトウェアと実質的に同じまたはより優れた機能性とパフォーマンスを提供するように置換または変更し、権利侵害主張を受けないようにします。ACL の見解として、ACL が上記のいずれかの選択肢を提供することが営業上合理的でない場合、お客様の唯一の

独占的な救済は、お客様が権利侵害ソフトウェアに支払ったライセンス料を案分して払い戻すことと引き換えにその権利侵害ソフトウェアを ACL に返還することです。お客様のライセンスが永続ライセンスである場合、払い戻しは、ACL が権利侵害の主張を通告された日から起算して、当該ソフトウェアの商業的な寿命の残余期間までの日割り計算とします。本契約書において、当該ソフトウェアの商業的な寿命は購入日から 4 年と見なされます。お客様のライセンスがサブスクリプション ライセンスである場合、払い戻しは、ACL が権利侵害の主張を通告された日から起算して現在のサブスクリプション残余期間までの日割り計算とします。代金の払い戻しにより、その影響下にあるソフトウェアのライセンスは終了します。第 19 項および第 20 項には、知的財産権およびその他の所有権の侵害に関して ACL のお客様に対するすべての責任を記載しています。

21. 免責条項: 上述の明示的な保証を除いて、本ソフトウェアは「現状のまま」で提供され、エラーがないことの保証は行いません。また、お客様は本ソフトウェアの使用による品質、性能、信頼性、正確性および結果についてすべて責任を負うものとします。法律によって別に制限される事項を除き、ACL および ACL のライセンサーは、本ソフトウェアについて、法規その他による明示的または黙示的ないかなる表明、保証および条件からも免責されるものとします。これらは、特定目的への適合性、商品性、耐久性、品質を含みますがこれらに限定されません。ACL、ACL のライセンサー、各社の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店、代理人は、口頭あるいは書面による情報や通知によって、上述した保証の範囲を拡大したり、新しく表明、保証または条件を設けたりすることはありません。ACL は、単独で動作するが本ソフトウェアと連動するサードパーティ製ソフトウェアに起因する損害に対し責任を負いません。そのサードパーティ製ソフトウェアは別個の契約書に従ってお客様に使用許諾されます。一部の管轄区域では黙示の保証の免責が認められていないので、上述の免責条項がお客様に適用されない場合があります。この場合、黙示の保証は保証期間内に限定されます。

22. 相互間の責任の限定: いずれの当事者、当事者のライセンサー、およびその従業員、役員、取締役、請負業者、代理店、代理人は、以下のいかなる損害についても、相手方当事者に対し責任を負いません。(a) 本ソフトウェア製品の使用もしくは使用不能、または本契約書によって予期される処理に起因もしくは関連する間接的、特別、偶発的、結果的または懲罰的損害(逸失利益およびデータの損失を含みますがこれらに限定されません)。このような損害の可能性について知らされていた場合を含みます。(b) 本契約書に記載された直接の損害を含みますがこれらに限定されないあらゆる種類の損害で、その損害の原因となった本ソフトウェアに対し、本契約書に基づいてお客様が支払われた、または支払われるライセンス料金を超える総額を伴うもの。この責任の限定は、(a) 本契約書に基づく ACL による侵害の補償義務に対して、(b) お客様が、本ソフトウェアに関してライセンスの制限違反など ACL の知的財産権を侵害した場合、または(c) 死亡もしくは人身傷害に対する責任に対して適用しないものとします。一部の管轄区域では偶発的または結果的損害の免責を認められていないので、上述の制限事項および免責条項の一部がお客様に適用されない場合があります。

23. 通告: いずれかの当事者が他方の当事者に対し本契約書に基づいて要求または許可する通告は、ACL には本契約書の先頭ページに記載されている住所(気付:法務部)へ、およびお客様には注文書に記載された住所へ書面により送付されます。各当事者は、その住所の変更の都度、他の当事者に書面で変更の通告を行うことができます。この通告は、ファックス、普通郵便または電子メールにより送ることができます(ただし、配信不能または受取人不在を示す自動応答やその他の応答を受け取ることがない場合に限り)。その他の目的による通告は直接手渡し、国際速達便または書留郵便で行われるものとします。配達は、直接手渡しまたは国際速達便の場合は受領によって、書留郵便の場合は送付から 5 営業日で有効と見なされます。

24. 準拠法: お客様が米国に居住している場合、本契約書は米国のニューヨーク州法に準拠するものとします。お客様がヨーロッパ、中東またはアフリカに居住している場合、本契約書は英国法に準拠するものとします。お客様が上記以外の国または地域に居住している場合、本契約書はカナダのブリティッシュ コロンビア州法および連邦法に準拠するものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)、および統一コンピュータ情報取引法 (Uniform Computer Information Transactions Act) の適用は明示的に排除されます。

25. 紛争解決: 差し止めによる救済またはその他の暫定的救済についての当事者の権利に従い、またその制限によらず、両当事者は、1 人の仲裁人の立ち会いのもと、拘束力のある仲裁により紛争が解決されることに同意します。お客様が米国に居住している場合、その仲裁裁判は、米国ニューヨーク州で開かれ、米国仲裁協会 (AAA: American Arbitration Association) の商事仲裁規則に従って行われます。お客様がヨーロッパ、中東またはアフリカに居住している場合、その仲裁裁判は、英国ロンドンで開かれ、ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA: London Court of International

Arbitration)の規則に従って行われます。お客様が上記以外の国または地域に居住している場合、その仲裁裁判は、カナダのバンクーバーで開かれ、ブリティッシュ コロンビア国際商事仲裁センター (BCICAC: British Columbia International Commercial Arbitration Centre)の規則に従って行われます。

26. 権利放棄および分離:本契約上の一切の権利の放棄は、当事者の権限ある代表者が署名した書面によらない限り無効となります。契約違反または不履行に起因して、過去または現在の権利が放棄されても、本契約によって発生する将来の権利が放棄されたものと見なされることはありません。本契約書のいずれかの条項が執行不可能と判断された場合は、その条項が執行不可能とならないようにするために必要な範囲において、その条項を解釈、制限、修正、または必要ならば削除するものとし、本契約書のほかの条項はそれによって影響を受けないものとします。

27. 完全合意:本契約書および注文書は当事者間の合意の完全かつ唯一の表明を含むものであり、本ソフトウェアのライセンスに関して当事者間でこれ以前に本取引に関して口頭または書面で行われた協議または合意に優先します。購入注文の条件やその他の顧客の注文書類は ACL を拘束せず、本契約書を変更するように解釈されるものではありません。お客様が、本ソフトウェアに関して書面による契約書または補遺を締結し、お客様と ACL の両者がそれに署名した場合、その書面による契約書または補遺は、それに明記されている範囲において本契約書に優先するものとします。

28. 譲渡:ACL は、事前に書面でお客様に通知した上で本契約を譲渡することができます。ただし、譲受人は本契約書のすべての条件に拘束されることに同意するものとします。本項に定める場合を除き、お客様は ACL の書面による事前の同意なしに本契約書に基づく権利を譲渡することはできません。かかる同意は、不当に留保されないものとします。お客様は、ACL へ事前に書面での通知することにより、本契約書に基づく権利を (a) 子会社もしくは関連会社、または (b) 合併、資産の買取りおよび債務引受け、買収、組織変更もしくはその他の事情により、その事業を引き継いだ後継企業に譲渡することができます。ただし、その子会社、関連会社または後継企業は、本契約書に拘束されることに同意すること、お客様が本ソフトウェアの使用を停止すること、およびお客様が購入されたライセンス数以内で本ソフトウェアを使用することを条件とします。本契約は、当事者およびそれぞれの法定代理人、相続人、遺言執行者、後継者および認可された譲受人の利益のため、およびこれらの個人または法人を拘束する法的な効力を生じます。

29. 輸出:本契約書に基づいてライセンスされた本ソフトウェアは、米国またはその他のカナダ以外の国の輸出法または輸入法に従うことがあります。お客様は、これらすべての適用される法律および規制に従い、お客様に納入された後に必要となる輸出、再輸出または輸入のためのライセンスを取得する責任があることに同意するものとします。

30. 米国政府機関のエンド ユーザー:本ソフトウェアは、「Commercial Computer Software (商用コンピュータソフトウェア)」および「Commercial Computer Software Documentation (商用コンピュータソフトウェア説明文書)」(いずれも C.F.R. §12.212 および 48 C.F.R. §227.7202 で使用されています)から成る、48 C.F.R. §2.101 で定義されている「Commercial Items (商用アイテム)」です。米国政府機関所属エンド ユーザーによる商用コンピュータソフトウェアおよび商用コンピュータソフトウェア説明文書の使用は、48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202-1 ~ 227.7202-4 に従い、(a) 商用アイテムとしてのみ、また (b) 本契約書の条項に従って他のエンド ユーザーに付与される権利と同一の権利によってのみ許諾されます。

31. ソフトウェア サポート:お客様は、ACL の Web サイト www.acl.com に記載の ACL サポート条件に従うことにより、本ソフトウェア (新規リリースを含む) のサポート サービスを ACL から受けることができます。

32. アップデート:ACL は、本ソフトウェアの新しいリリースに応じて、随時 ACL ソフトウェア使用許諾契約書を更新することができます。上記の「完全合意」の項に従い、お客様に適用される ACL ソフトウェア使用許諾契約書のバージョンは、お客様が現在使用している本ソフトウェアに含まれているバージョンです。

版:2013年1月31日

© 2013 ACL Services Ltd. All rights reserved